

生徒および保護者各位

分散登校期間中の出欠・遅刻・早退の扱いについて

6月15日(月)からの登校再開に際し、分散登校中の出欠・遅刻・早退の扱いについて、以下の通りとします。

1. 毎日の健康観察を続けて、健康観察表に記入してください。

検温を含む健康観察を毎日、十分に行ってください。同居するご家族の皆様の健康観察も同様をお願いします。登校日に本人及び同居家族の方に風邪症状がない場合は、記入済みの健康観察表を忘れずに持参してください。本人及びご家族に発熱や咳などの風邪症状が確認された時は必ず、自宅で休養するようにしてください。健康観察表は、6月1日付の「6月の健康観察表差し替えのお願い」と共に郵送しましたのでそれを使ってください。

2. 風邪症状に関する出席停止とその期間・手続きについて

①本人及び同居ご家族に発熱・咳などの風邪症状の見られる場合

→風邪症状がなくなるまで、自宅休養とし無理に登校しないでください。この欠席期間は出席停止とします。分散登校期間中は、本人や同居ご家族の風邪症状で欠席する場合は、生徒本人ではなく必ず保護者が、登校時間までに、学校に電話での連絡をお願いします。電話での連絡をもって、出席停止とします。生徒の安全確認のために、必ずお電話いただきますようお願いいたします。

②その他の場合での欠席について

→本人及び、ご家族の風邪症状以外の理由での欠席が、現在の新型コロナウイルス感染症の感染状況においては考えられます。そのような場合におきましても出席停止とします。①同様に生徒本人ではなく必ず保護者の方が、登校時間までに、学校に電話連絡をお願いします。電話連絡をもって、出席停止とします。生徒の安全確認のために、必ずお電話いただきますようお願いいたします。

③遅刻に関して

→遅刻に関しても、遅刻としません。遅刻が分かっている場合は、①②同様に保護者の方から学校への連絡をお願いします。

④連絡が無く生徒が登校していない場合は、学校から保護者の方に確認の連絡をいたします。

⑤学校で風邪症状が見られた場合

→学校で風邪症状が確認された場合は、保護者の方に連絡の上、直ちに帰宅させます。この早退も出席停止とします。

・保護者の方に連絡が取れない場合も、症状が落ち着いている場合は帰宅させることもあります。但しその際は、安全確認のため帰宅次第、保健室に必ず電話連絡を入れるよう指示します。ご了承ください。帰宅させた後も、学校から保護者の方への連絡は続けます。保護者の方は緊急時必ず学校と連絡が取れるように対応をお願いします。

3. 新型コロナウイルス感染症を疑った場合は速やかに帰国者・接触者相談センター等へご相談ください。

※新型コロナウイルス感染症を疑ったときや、新型コロナウイルス感染症に関する心配がある時の相談の仕方は、各都道府県によって、若干の違いがありますのでお住まいの都道府県のホームページでご確認ください。

新型コロナウイルスへの感染を疑う場合の新たな目安では、37.5度の発熱4日以上といった具体的な数値はなくなりました。

新たな相談・受診の目安

- 息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ（倦怠感）、高熱など、いずれかの症状がある場合
- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患などある人は風邪症状が出た場合
- それ以外の人でも風邪症状の続く場合

※**帰国者・接触者相談センター等から医療機関受診等の指示を受けた場合は、直ちに学校までご連絡ください。**

4. 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

→出席停止期間は、「治癒するまで」となります。登校の際には、「登校許可書」を医師に記入してもらい、提出してください。

※**新型コロナウイルスに感染していると診断された際は、速やかに学校への報告をお願いします。**

5. 同居家族が新型コロナウイルスに感染するなど、感染者の濃厚接触者となった場合

→出席停止期間は「最終接触日から14日間」とします。登校する際には「学校感染症による欠席届」の濃厚接触に関する記入欄に記入し、14日の健康観察を記録の上、登校時に提出してください。

※**濃厚接触者となった場合も速やかに学校への報告をお願いします。**

6. その他

季節柄、インフルエンザの罹患は、少ないと考えられますが、麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎・流行性角結膜炎などの学校感染症に罹患することも考えられます。健康管理・健康観察は十分に行い、学校感染症に罹患した場合も速やかに学校にご報告をお願いします。出席停止期間・出席停止手続きに関しましては、保健室より個別にご連絡させていただきます。

以上